

# 特定一階段等防火対象物と避難器具

平成15年6月13日に公布された消防法施行規則の一部を改正する省令によると、「特定一階段等防火対象物」<sup>※1</sup>に設置する避難器具は次のいずれかに適合しなければなりません。

## 1 バルコニーに設置する

→ バルコニーが必要となり居室面積が少なくなる、既存ビルには適用できない

## 2 常時、容易に使用できる状態で設置する

→ 常時使用できる状態では防犯上、スペース上、意匠上等で問題がある

## 3 一動作（開口部を開口する動作及び保安装置を解除する動作を除く）で確実に使用できる

→ レスキューラインFXが該当

4階以上の階に設置する場合の新たな規定として、はしごを使用する際の落下を防止するための措置を講じることで、従来バルコニーへの設置が前提であったり、同一直線上への設置が認められていなかったものが、認められるようになりました。レスキューラインFXは、「特定一階段等防火対象物」<sup>※1</sup>用の避難器具として一動作で確実に使用できることを目的として開発したもので、新築ビルはもちろん、既存ビルへの設置も考慮した画期的な製品です。

## ※1「特定一階段等防火対象物」 (小規模複合用途ビル)のイメージ…

新築、既存ビルとも、次の1)および2)の条件に該当するビル

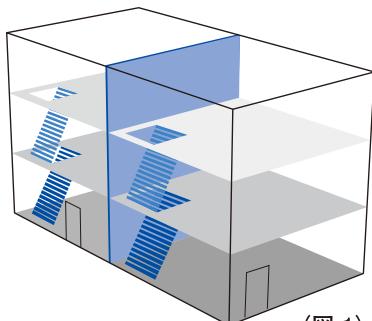
- 1) 特定用途(表1の1~7に該当する用途のこと)が3階以上もしくは地階に存するもの。
- 2) 階段が1つしかないもの(屋外に設けられた階段等であれば免除 図-2)また、階段が2つある場合でも、間仕切等により1つの階段しか利用できない場合(図-1)も含まれる。

〈参考〉

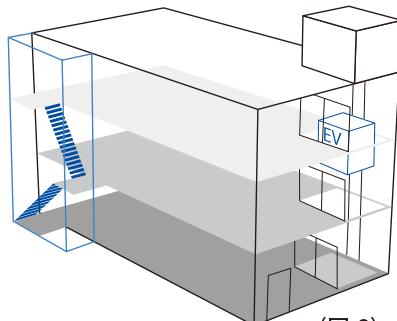
建築基準法施行令121条の規定で階段が1つで良い場合の条件として、5階建て以下で居室面積200m<sup>2</sup>以下(耐火構造の場合)\*とされているのも参考にしてください。

\*注) 非耐火構造の場合は100m<sup>2</sup>以下

用 途 (表-1)	
1	劇場、映画館、演芸場または観覧場 公会堂または集会場
2	キャバレー、カเฟー、ナイトクラブその他これらに類するもの 遊技場またはダンスホール
3	ファッショナーマッサージ、テレクラなどの性風俗営業店舗等 カラオケボックス、ネットカフェその他これらに類するもの
4	待合、料理店その他これらに類するもの
5	飲食店
6	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
6	病院、診療所または助産所
7	老人福祉施設、有料老人ホーム、精神障害者社会復帰施設等 幼稚園、盲学校、聾学校または養護学校
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの



階段が2つある場合でも、間仕切り等により1つの階段しか利用できない場合は、対象物と見なされます。



階段が1つしかない場合でも、その階段が屋外に設けられている場合は、対象物になりません。